

平成二十二年二月二十六日受領
答弁第一二二二号

内閣衆質一七四第一二三号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「上納の慣行」の意味するところが明らかではないが、先の答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについて述べたとおり、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。これ以上の詳細については、報償費という経費の性質上、また、過去の政権下で行われたものであることから、お答えすることはできないが、少なくとも松尾元外務省要人外国訪問支援室長による公金横領事件以後は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われているということはないと承知している。

三について

お尋ねの福田康夫元内閣官房長官の発言における「上納」の意味するところが明らかではなく、その真意について現内閣としてお答えする立場にないが、お尋ねの発言がかつて外務省の報償費が総理大臣官邸

の外交用務に使われていたことがあったことを承知の上でなされていたのであれば、当該発言の趣旨は不明であると言わざるを得ない。